

対 象		申請先（関係部局）	備 考
東 淀 川 区	豊新二丁目地区 地区計画区域内 〔 豊新二丁目地内 〕	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
	土 地 区 画 整 理 区 域 内	淡路駅周辺地区 地区計画区域内 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	地区計画の区域内における 行為の届出・下見
		都市整備局淡路・三国東土地区画整理事務所 〔 大阪市淀川区西宮原2-6-54 06-6399-1392 〕	協議案内 〔 土地区画整理法第76条2項意見書 境界明示書 隣接地（区域外境界明示書） 〕
		計画調整局開発調整部開発誘導課 〔 本庁舎7階 06-6208-9285, 9287 〕	協議案内 〔 土地区画整理法第76条1項許可 〕
	連続立体交差事業	計画調整局計画部都市計画課 〔 本庁舎7階 06-6208-7882 〕	下見 〔 都市計画法第53条許可 〕
	地下鉄軌道敷内 〔 北江口2・4丁目、 小松5丁目、大桐2丁目 〕 地下鉄沿線 〔 境界より30m以内 〕	株式会社大阪メトロサービス エンジニアリング事業本部技術部工事・調整課 〔 大阪市北区豊崎6-5-8 06-6136-3883 kinsetsu@osakametro-service.jp 〕	下見 〔 木造建築物は除く ただし、地下鉄軌道敷内は要下見 〕
淀 川	安威川沿い 〔 河川区域及び河川区域から18m以内 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください https://www.pref.osaka.lg.jp/ibarakidoboku/sinsei/index.html 〕	大阪府茨木土木事務所 管理課 〔 茨木市中穂積1-3-43 三島府民センタービル内 072-627-1121（内線531・522） 〕	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書 〕
	神崎川沿い 〔 河川区域及び河川区域から18m以内 詳しい内容については大阪府の ホームページをご参照ください https://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/applycate/index.html 〕	大阪府西大阪治水事務所 維持管理課河川管理グループ 〔 大阪市西区江之子島2-1-64 06-6541-7773（内線213・214） 〕	協議案内・許可 〔 河川法第24条・第26条・第55条 境界明示書 〕
	河川保全区域 淀川沿い（境界より18m以内）	近畿地方整備局淀川河川事務所 毛馬出張所 〔 大阪市北区長柄東3-3-25 06-6351-2580 〕	下見・許可 〔 河川法第55条 境界明示書 〕
区	阪急電鉄京都線・千里線周辺 〔 下新庄1丁目、下新庄2丁目、 下新庄3丁目1～10、 下新庄4丁目1～17・19～21、下新庄5丁目、 下新庄6丁目2、西淡路6丁目4、 淡路2丁目1～12・14～16、淡路3丁目、 淡路4丁目、淡路5丁目1～13・15・16・21、 菅原5丁目、菅原6丁目4～29、菅原7丁目6～15、 豊新2丁目13・14・16、上新庄1丁目1・2、 東淡路1丁目1・2、東淡路2丁目、 東淡路3丁目1～4、東淡路4丁目、東淡路5丁目、 柴島1丁目3～8、柴島2丁目1～14・16・18～23、 柴島3丁目1～9・11、東中島2丁目26、 東中島3丁目12～14・16・17、 東中島5丁目16～18、東中島6丁目1～5、7～11 〕	建設局道路部街路課 鉄道交差担当 〔 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階 06-6615-6762 〕	協議案内 〔 阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差 事業（鉄道高架化工事）に伴うテレビ 電波（地上デジタル放送）受信障害対 策対象家屋の確認 対策内容及び対象家屋の確認、維持管 理に関する問い合わせ等詳細については 建設局ホームページを参照 http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000160751.html 〕